

障がい者施設使用料免除について

■障がい者使用料免除について

- ・下記使用料免除の内容に該当する場合、当施設を利用する際に使用料が免除となります。
必ず障がい者手帳（ミライロ ID 利用可）をお持ちのうえ、窓口にてお手続きください。

■使用料免除の内容

区分	個人利用	専用利用
対象者	(1) 障害者手帳等の所持者 (2) (1)の介助者（※）	障害者手帳等の所持者が半数以上で組織する団体
減免額	全額	半額
付属設備及び器具の使用料	減免なし	
確認方法	施設を利用する際に手帳を提示	利用許可申請書に障害者手帳番号が記載された利用者名簿を添付

※障害の程度が1種又は1級の場合に限り、障害者一人につき介助者一人が対象。

■個人利用の方

- ・受付時に必ず「障がい者手帳の提示」が必要です。
※受付時に障がい者手帳をご提示いただき、利用施設をお伝えください。
※障がい者手帳をご提示いただけない場合、使用料の免除はできません。
※個人利用の方の介助者の減免条件は下記表をご確認ください。
減免対象外の介助者につきましては介助のみでのご利用であっても施設使用料のお支払いが必要となります。

障害者利用介助者減免条件

種類	種別	介助者減免額
身体障がい	1種	全額
	2種	減免なし
精神障がい	1級	全額
	2級・3級	減免なし
知的障がい (療育手帳)	A1・A2	全額
	B1・B2	減免なし

■ 専用利用の方

- ・別途、当施設の障がい者団体登録申請及び利用時毎に利用者名簿の提出が必要となります。
 - ※登録申請を行っていない団体及び利用時に名簿をご提出いただけない場合、使用料の免除はできません。
 - ※障がい者団体登録申請及び利用者名簿の提出方法につきましては
別途、日環アリーナホームページ内お知らせ【障がい者の方のご利用について】をご確認ください。

■ 専用利用の減免対象施設

- ・日環アリーナ栃木の運動施設及び会議室並びに控室、貴賓室、ロッカールーム

■ 駐車場利用について

- ・栃木県総合運動公園内の駐車場に限り、駐車料金が免除となります。
 - ※日環アリーナ総合受付にて障がい者手帳と駐車券をご提示ください。（1名につき1台適用）
 - ※障がい者手帳をご提示いただけない場合、駐車料金の免除はできません。
 - ※駐車料金が免除の対象となる時間は「当日の21時30分まで」となります。
 - 免除対象の時間を超過した分の駐車料金はお支払いが発生いたしますのでご注意ください。
 - ※障がい者手帳をお持ちの方を送迎されている場合も駐車料金の免除対象となります。
 - 上記の場合、障がい者手帳をお持ちの方が同乗して来館された方のみ免除対象となります。

その他利用についてご不明な点がございましたら施設までお問い合わせください。

お問い合わせ先
日環アリーナ栃木
【電話番号】028-658-5900